

第 583 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 3 年 4 月 6 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 10 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	8	渡邊 和巳
9	茂木 比呂志	10	森田 泰彰	13	小柴 賢次郎	14	白井 和子

4 欠席委員（2 人）

11	川口 寛市	12	鈴木 伸江				

5 事務局職員（3 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の
決定について

議案第 5 号 農用地利用配分計画案について

専決処分報告について

第 583 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。定刻になり、予定されております委員の方々がすべてお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多忙のところ第 583 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>先の人事異動についてですが、昨年度の茂木に代わり、私藤川が就任、庶務係長に鈴木宏誌、主任書記の樋口悠亮は継続、また主任書記で再雇用の山口芳郎が就任しております。事務分掌を机上にお配りしてございます。若干説明いたしますと、農地法 4 条・5 条、違反転用などは主に樋口が担当し、農地法 3 条、20 条、基盤強化促進法などに関しては山口が担当いたします。ご相談などの際には参考にしてください。</p> <p>会議の開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、11 番川口寛市委員、12 番鈴木伸江委員が欠席となり、14 名中 12 名の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、早速会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>みなさん、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。局長から説明のとおり、今月から新しい体制になりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>待ち焦がれた桜もあっという間に葉桜になり、袖ヶ浦では田植えが始まったというニュースもありました。皆様これから忙しく、しかしまた張り合いのある季節となります。コロナの状況もありますが、元気に頑張りましょう。</p> <p>(開会)</p>
議長	<p>ただ今から、第 583 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>

<p>議長</p>	<p>す。1点連絡です。例年、JA君津の通常総会があり招待を受けますが、コロナ対策のため規模を縮小し、理事・総代のみとなりましたので、ご報告いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第13条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>5番佐久間容委員、7番大後護委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>【議案第1号】</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を3番鈴木昇委員お願いします。</p>
<p>鈴木昇委員</p>	<p>議案第1号1番について申請地を4月5日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>吉野小学校より北東の方向約1.5kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は農業経営の拡大、義務者は離農を考えていたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、水稻栽培を行う予定です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は離農のために農地の売却を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は農用区域内の農地であり、面積は3,580㎡、権利者の耕作面積は、45,763㎡であり、農用区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000㎡の為、基準を満たしております。</p>

議長	<p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。 以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。 ご質疑ございますか。（なし声） 質疑なし、ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 （挙手全員）挙手全員であります。 よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を5番佐久間委員お願いします。</p>
佐久間委員	<p>議案第1号2番について申請地を4月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>旧環南小より南の方向約3.5km、長狭街道周辺に位置する農地であります。権利者は農業経営の拡大、義務者は親が数年前に死亡し離農を考えていたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。営農計画としましては、水稻および水仙栽培を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの佐久間委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は離農のために農地の売却を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。申請地は農振農用地に指定されていない農地であり、面積は2,743</p>

<p>議長</p>	<p>m²、権利者の耕作面積は、9,732 m²であり、農業委員会が定める下限面積は農振農用地以外の農地を取得する場合 1,000 m²のため、基準を満たしております。その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号2番は承認されました。</p> <p>次に、議案第1号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、私から説明いたします。</p>
<p>平野委員</p>	<p>議案第1号3番について申請地を4月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>中央公民館より北の方向約500mに位置する農地であります。権利者は申請地が自宅の隣接地にあり耕作に都合がよく、義務者は離農を考えていたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。営農計画としましては、ミカン、柿、梅、ブルーベリーの栽培を行う予定です。また、現地は耕作されておらず、一部に碎石が混在している状態ですが、果樹栽培には問題ないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p> <p>事務局（樋口）</p>	<p>事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p>

	<p>今回の案件は、義務者は離農のために農地の売却を希望し、権利者は自宅に近接する申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。申請地は農振農用地に指定されていない農地であり、面積は1,684 m²、権利者の耕作面積は、7,465 m²であり、農業委員会が定める下限面積は農振農用地以外の農地を取得する場合 1,000 m²のため、基準を満たしております。また、先ほど平野委員の説明にありましたとおり、申請地は一部に碎石が混ざっているものの、果樹であれば栽培は可能であるという状態です。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>質疑なし、ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号3番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号4番につきましては、担当委員の現地調査及び説明を9番茂木委員お願いします。</p>
茂木委員	<p>議案第1号4番について申請地を4月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>峰上出張所より南東の方向約1.2kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者と義務者は現在申請地の賃貸借契約を結んでいますが、一度合意解約し、改めて売買による所有権移転の申請をすることとなりました。営農計画としましては、山わさびの栽培を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>ただいまの茂木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、権利者と義務者が現在賃貸借契約をしている申請地を一度合意解約し、今回改めて所有権移転をすることを目的とした申請です。申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は672㎡、権利者の耕作面積は、5,004㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000㎡の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号4番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号5番、6番、7番につきましては、権利者が同一でありますので、一括で審議し個別に採決したいと思います。よろしいでしょうか。(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、一括で審議をいたします。</p> <p>担当委員の現地調査及び説明を12番森田泰彰委員をお願いします。</p>
森田委員	<p>議案第1号5番から7番について申請地を4月4日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津公民館より東の方向約500mおよび富津集出荷場より北の方向約250mに位置する農地であります。権利者は居住地が</p>

	<p>申請地に近く、義務者は離農を考えていたことから、議案第1号5番および6番の申請地を売買による所有権移転、議案第1号7番の申請地を賃借権設定することとなりました。営農計画としましては、芋、ネギ、豆、葉物野菜の栽培を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は離農のために農地の売却を希望し、権利者は居住地から近い申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。申請地は、農用地区域内の農地を含み、面積は5,164㎡、権利者の耕作面積は0㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000㎡の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>まず、議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号5番は承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第1号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号6番は承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第1号7番につきまして、原案に賛成委員の挙</p>

議長	<p>手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号7番は承認されました。</p> <p>【議案第2号】</p> <p>次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番につきましては、担当委員が私でありますので、私から説明いたします。</p>
平野委員	<p>議案第2号1番について申請地を4月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。JR大貫駅より北東の方向約650mに位置する農地であります。権利者は現在、自動車教習所を経営しておりますが、合宿教習生の受け入れに伴う宿舍の建設により、職員が現在使用している駐車場を移動せざるを得なくなり、また、駐車スペースが足りずに教習所内のあちこちに駐車している教習車両などもまとめて一か所に停められるよう、申請地を駐車場として利用するために申請することとなりました。申請することとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。よろしくご審議ください。</p>
議長	<p>事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。造成は砕石敷きのみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。駐車場として利用するにあ</p>

<p>議長</p>	<p>たり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第2号2番につきましては、担当委員がこれも私でありますので、私から説明いたします。</p>
<p>平野委員</p>	<p>議案第2号2番について申請地を4月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。JR大貫駅より北西の方向約700mに位置する農地であります。大佐和分院のはす向かいになります。コロナ禍におけるテレワーク促進として、郊外移住者を対象に建売分譲住宅販売をするため、面積・立地等が適当である本件土地を売買することで権利者・義務者双方で話がまとまったことから、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、住宅地の中でもあり、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p> <p>事務局（樋口）</p>	<p>事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p>

	<p>農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。造成は、現状のまま使用し、埋め立て等はありません。また、用水は上水道から引き込み、汚水・雑排水は土地内の排水路に排水します。雨水については自然排水としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。分譲住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の補足説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第3号】</p> <p>次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を11番澤邊委員お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第3号1番の申請地を4月4日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>浅間山運動公園より西の方向約1kmに位置する農地であります。権利者は笹毛において砂利採取事業を行っております。当該地は平成18年2月1日付けで砂利採取事業に伴う砂利採取用地として一時転用の許可を受け、現在に至っております。採取事業の継続に伴い、引き続き利用するため期間延長をするものであります。</p>

議長	<p>以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。申請地につきましては、砂利採取事業に伴う砂利採取用地として一時転用許可された土地でしたが、採取事業の計画が予定より遅れていることによる計画変更承認申請であります。内容等の変更は期間のみであるため問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号1番は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第3号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を同じく澤邊委員をお願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第3号2番の申請地を先ほど確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>館山自動車道富津中央インターチェンジより東の方向約1.3kmに位置する農地であります。権利者は鬼泪山において山砂・山砂利採取事業を行っております。当該地は平成11年2月1日付けで山砂・山砂利採取事業に伴う資材置き場用地として一時転用の許可を受け、現在に至っております。採取事業の継続に伴い、引き続き利用するため期間を延長するものであります。</p>

議長	<p>以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>申請地につきましては、山砂・山砂利採取事業に伴う資材置場用地として一時転用許可された土地でしたが、採取事業の計画が予定より遅れていることによる計画変更承認申請です。</p> <p>内容等の変更は期間のみであるため問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号2番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第4号】</p> <p>次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に、農用地利用集積計画については、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めることとなっていることから、審議をするものであります。</p> <p>事務局より説明をお願いします</p>
事務局 (樋口)	<p>それでは、ご説明いたします。5ページをご覧ください。</p> <p>今回の権利設定は、農地中間管理事業を活用した農地利用集積で千葉県農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会です。利</p>

	<p>用権の設定を受ける土地は、17 筆です。貸し手及び対象農地について貸し手ごとに説明いたします。■■■■の対象の農地は二間塚の 6 筆 8,399 m²、上飯野の 1 筆 885 m²、下飯野の 3 筆 3,374 m²で、権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は 5 年間です。■■■■の対象の農地は二間塚の 6 筆 5,075 m²で、権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は 5 年間です。■■■■の対象の農地は本郷の 1 筆 988 m²で、権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は 5 年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 4 号は承認されました。</p> <p>【議案第 5 号】</p> <p>次に、議案第 5 号「農用地利用配分計画について」を議題といたします。本議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により農用地利用配分計画の案の作成において、農業委員会の意見を聞くものとなっていることから、意見を求めるものであります。本案件につきましては、農業者 2 名の配分計画が対象であり、大後護委員及び稲村耕一委員が権利の設定を受ける計画が含まれております。よって、本件につきましては、農業委員会会議規則第 10 条の規定により大後委員、稲村委員につきましては一時退席をお願いいたします。</p> <p>(大後委員、稲村委員 退席)</p> <p>それでは会議を進行します。事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 (樋口)	<p>それでは議案第5号について説明いたします。</p> <p>議案第5号は、議案第4号で利用集積した農地を、農地中間管理機構から農地を借りる人へ配分する計画です。</p> <p>今回の利用配分計画案の借り手は、■■■■、■■■■になります。</p> <p>7ページをご覧ください。■■■■への配分計画です。</p> <p>先ほど4号議案で集積した土地で、今回権利を設定する土地は、二間塚の7筆6,110㎡、本郷の1筆988㎡で、権利の種類は賃借です。</p> <p>次に、22ページをご覧ください。■■■■への配分計画です。</p> <p>権利を設定する土地は、二間塚の5筆5,117㎡、上飯野の1筆885㎡、下飯野の3筆3,374㎡で、権利の種類は賃借です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第5号について、原案に同意する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって本件は原案に対し同意といたします。</p> <p>(大後委員、稲村委員 着席)</p>
議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>次に市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」報告を事務局長よりお願いします。</p>
事務局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第4条第1項第8号の規定による届け出でございますが、1番につきましては、貸家用地として面積は、249平方メートルです。2番につきましては、共同住宅用地として面積は、75平方メートル及び421平方メートル、併せて496平方メートルです。</p>

	<p>つづきまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番、4番につきましては、専用住宅として所有権を移転するもので、面積は1番が384平方メートル、4番が677平方メートルです。2番につきましては、駐車場用地として所有権移転するもので、面積は389平方メートルです。3番につきましては、通路用地として所有権移転するもので、面積は183平方メートルです。本届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何か質問などありますか。</p>
澤邊委員	<p>先ほどの農地法3条の鈴木さんの案件だが、耕作状況はわかるか。</p>
他委員	<p>畑として耕作する予定のようだ。</p>
稲村委員	<p>資料の賃金表中の育苗について、硬化苗は出ているが、緑化苗の金額はわかるか。</p>
議長	<p>わかりました、では先に事務局から賃金表の説明をしてください。</p>
事務局(樋口)	<p>令和3年度富津市農作業標準賃金を、下部に注意書き等を加えわかりやすく変更してお配りする。ホームページと広報でも公開する予定である。</p>
議長	<p>緑化苗が載っていない件はいかがか。今すぐわからないとしても、次回総会での報告では遅いので、調べて個別に連絡をお願いします。</p> <p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>これもちまして第583回の定例農業委員会を終了します。</p>

	<p>なお、次回農業委員会総会は5月6日木曜日、場所は401会議室で午後1時30分から開催いたします。</p>
--	---

閉会 午後2時10分